

地域再生・都市再生に向けた 新技術の開発とその活用

1. はじめに

急速な少子高齢化、産業構造の変化、経済活動の一極集中などにより、地域、地方都市、大都市では、それぞれに深刻な問題を抱え、課題解決に向けて種々の対応策が検討・実施されている。こうした課題に対し、国土交通省においても地方公共団体や内閣の「地域活性化統合本部」など関係行政機関と連携しながら、ソフト、ハードの両面から地域及び都市の特色を活かしたまちづくりを支援してきた。

一方、地域再生、都市再生に欠かせない、施設の改善や長寿命化を含むインフラ整備技術の多くは民間の所有となっている。地域・都市が抱える課題の解決には、民間の有用な技術が円滑に活用されることに加え、有効な技術が開発・提供されることが必要であり、これらを後押しする制度が構築・運用され、強力に機能することが望まれている。

2. 地域・都市再生に求められる構造・技術

表に地域及び都市の再生を実現させるための主

要施策とそれぞれに求められる構造・技術の一例を示す。これらの構造・技術における新しい技術開発が進み、適用が進むことによって、都市では交通の利便性を生かしたアクティブな生活が、地域では豊かな自然や田園環境を享受する生活が可能になると考えられる。そのためにも産学官が一体となって有効な技術開発が行われ、開発された技術が積極的に活用されることが望まれている。

3. 公共工事等における新技術活用システム

国土交通省では、民間によって開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用するために、「公共工事等における新技術活用システム」を平成18年8月より本格運用している。このシステムは、新技術情報システム（Netis）を中心に運用されており、「新技術の開発・申請」→「新技術の試行・活用」→「導入効果の検証・評価」→「さらなる改良・開発」という一連の流れを体系化したものである。平成19年3月末現在で登録されている新技術数は3,112あり、活用が実施された技術数は988にのぼっている。産学官で構成され

表 地域再生・都市再生に求められる構造・技術

地域・都市再生に向けての施策	地域再生・都市再生に求められる構造・技術
道路・軌道交通の整備	アンダーパス、オーバーパス、円滑なつなぎ施設（駐車場・交通結節点）
歩行者空間の復権	トランジットモール、電柱地下化、ユニバーサルデザイン
建築物用途の効率化・多様化	高容積構造、コンバージョン、共用しながらの解体・リニューアル工法
環境負荷の低減	公園緑化、ヒートアイランド対策、サステイナビリティ住宅
安全安心の確保	耐震補強、高防犯性建築、自然災害対策、里山維持

国土交通省新技術活用システム検討会議委員
株式会社大林組常務執行役員生産技術本部長

ごとう ひでお
後藤 英夫



た新技術活用システム検討会議では、申請された新技術の審査及び評価、推奨技術の選定などを行うとともに、今後の新技術活用システムのあり方を検討している。

4. 新技術活用システムの課題と今後の方向性

現在、新技術活用システムが本格的に運用してから1年以上が経過しており、以下に挙げるような課題が指摘されている。

- ・新技術活用システムは開発者と使用者が異なることを前提としているため、材料や製品の場合には有用であるが、「工法」の場合は開発者のメリットが少ない。
 - ・有用技術を活用した際に総合評価入札方式や工事評定において加点する方針となっているが、開発者にとってはあまりインセンティブとして働いていない。
 - ・登録申請に関わる書類・作業が多岐である。
 - ・実績や審査範囲など評価のしやすさから、申請される技術が専門的要素技術に偏っている。
- こうした課題に対し、現在国土交通省では、より効率のよいシステムとするべく以下の方策を検討している。

①発注者側の積極的な技術開発の促進

行政ニーズ及び現場ニーズをアンケートやヒアリングにより抽出し、有用な技術を発注者指定型により積極的に試行していく。

②民間の知的財産戦略に対応したシステムの検討

技術情報の全面的な公開を希望しない民間の技術開発戦略に配慮し、他社活用条件の明記、非公開部分の設置など知的財産権に関わる内容を充実させる。

③事前審査、事後評価の円滑な推進

各地方整備局に設置している評価会議での評価作業を円滑に実施していくために、事前審査・事後評価の部分的な簡素化・全体的な迅速化について検討していく。

5. おわりに

平成19年6月に閣議決定された長期戦略指針「イノベーション25」では、2025年を視野に入れ、豊かで希望あふれる日本の未来をつくるために必要な政策が示された。このなかにも早急に取り組むべき課題のひとつとして「イノベーションを誘発する新たな制度の構築」が挙げられており、新技術活用システムは、こうした制度のひとつとして位置づけられる。

これらのことから現在運用中の新技術活用システムには、公的部門における新技術の活用促進に大きな効果を発揮する制度となることを期待している。このシステムが、自然豊かな地域及び活力ある都市の再生、ひいては安全で希望あふれる日本の未来の実現の一助となることを願ってやまない。